

町田市立鶴川第三小学校 PTA 会則

総則

第1章 名称と事務所

第1条 この会は、町田市立鶴川第三小学校 PTA といい、事務所を同校(東京都町田市鶴川6丁目5番地)に置く。

第2章 目的と活動

第2条 この会は、保護者と教職員が共に手を取り合い、教育の振興と児童の健全なる育成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

1. 教育環境の改善につとめる。
2. 会員の教養の向上と親睦を図る。
3. その他、目的達成に必要な活動を行う。

第3章 方針

第3条 この会は、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する。
2. 特定の政党や宗教、思想、団体等に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。また、公私の選挙に、この会の役員等の名を利用しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。
5. この会は、学校の校費(または、これに準ずるもの)の不足を援助しない。

第4章 会員

第4条

1. この会は本校に在学する児童の保護者(または、これに代わるもの)と、本校教職員とするが、その加入は任意である。
2. 会員は原則として1年分を納入するものとする。会費は、1家庭年額1,000円(PTA保険含む)ただし、転入の時期に応じて会費を減免する事ができる。
3. 会員は随時会計書類の閲覧を求めることができる。
4. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
5. 会員は、その会の責任者の許しを得て、いずれの会も傍聴することができる。

第5条 校長はこの会の顧問とし、いずれの会にも出席し、学校経営の上から意見を述べるができる。

第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費、その他によってまかなう。

第7条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第8条 決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を受ける。

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 総会

第10条

1. 総会は、この会の最高議決機関であり、会長が召集する。

定期総会（紙上総会を含む）は、毎年度初頭に開催し、前年度活動、決算の承認、新年度計画、予算の審議承認、役員承認を行う。

2. 総会の議案は、7日前までに全会員に通知する。

3. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）があった時成立する。議決は出席者の過半数の賛成または、過半数の承認により決定する。

4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要請があった場合に召集することができる。

5. 総会の構成ならびに議決については、1家庭について1の資格とする。

第7章 本部役員

第11条 この会の本部役員は、次の通りとする。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 会長 | 1名(保護者1) |
| 2. 副会長 | 3名以上(保護者2以上、副校長1) |
| 3. 書記 | 2名(保護者2) |
| 4. 会計 | 2名(保護者2) |
| 5. 第三地区委員会 | 1名(保護者1) |

第12条 本部役員を選出は、次の方法による。

1. 前年度中に各クラスより候補者1名以上を選出し、その中から互選により本部役員9名以上10名以下を選び総会の承認を得る。

2. 選出時の免除対象者は、次の通りとする。

ア. 本部役員経験者

イ. 専門部部長経験者

ウ. 委員会委員長経験者

エ. 未就園児（次年度出産予定の方含む）がいる方

オ. 次年度転出が決まっている方

3. 本部役員は、委員監査委員などを兼ねない。

第13条 本部役員の任期は次の通りとする。

1. 本部役員の任期は1年とし、年度総会から次年度総会までとする。
2. 同一本部役員の職にあることが、2年を越えてはならない。
3. 欠員が生じた場合は状況に応じて運営委員会で検討する。その任期は前任者の残り期間とする。

第14条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、この会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、この会の庶務を担当し、運営委員会の議事ならびに重要事項を記録し、また関係文書を保管する。
4. 会計は予算の執行に関する会計事務を行い、会計報告ならびに決算報告をして、この会の財産を管理する。

第8章 役員会等

第15条 役員会は本部役員で構成し、必要に応じて開催する。役員会はP T A活動を円滑で能率的に運営することを任務とする。

第16条 調整委員会は、本部役員、専門部長及び特に必要と認めるもので構成し、必要に応じて開催する。調整委員会は、この会の運営に関する企画、立案及び調整を行う。

第17条 特別委員会は、特定の事項について審議、又は特定の業務を執行する。その成果は運営委員会を経て総会に報告し、承認を受けるものとする。

第9章 運営委員会

第18条 運営委員会の構成は次の通りとする。

1. 本部役員
2. 専門部長(副)
3. 委員長(副)

第19条 運営委員会は、次の任務をもって開かれ、会長が召集する。

1. 総会の議決に基づき、会務を審議運営する。
2. 総会に提出する議案、及び報告書を作成する。
3. 提案された議事を審議検討し、各専門部等の連絡調整をはかる。
4. 本部役員の補充、特別委員会等の設置及び緊急事項について、必要ある時は、総会に代わって処理することができる。但し、次期総会に報告し、承認を受けなければならない。

第20条 運営委員会は、原則として毎月一回開催し、過半数の出席をもって成立する。議決は、専門部(各一票)、及び委員長(一票)の過半数による。

第10章 専門部

第21条 この会に次の専門部を置き、以下の活動を行う。

1. 教養部

- ア. 会員の教養を高めると共に、教育に対する理解を深める。
- イ. 会員の親睦を図る。(レクリエーションを含む)
- ウ. 教育の施設拡充、学校環境の整備に協力する。(ベルマーク活動など)
- エ. 健康増進に寄与する活動を行う。

2. 広報部

会報などで、本会の活動や会員の声を知らせる。

3. 安全生活部

- ア. 校内外における児童の安全を守る。
- イ. 地域との関わりを持つ。

第22条 各専門部は、希望調査をもとに選出された部員によって組織し、互選によって部長1名、副部長2名(保護者1、教職員1)を選出する。(教職員は学校長による任命)

第23条 教職員は各部に所属し、1名は副部長となる。

第24条 各専門部会は、必要に応じて部長が召集し、計画を立て実施する。ただし、原則として実施に先立ち、運営委員会の承認を受けるものとする。

第25条 各専門部は、年度始めに活動計画案を、年度末には活動報告を作成し、運営委員会に提出する。

第11章 監査

第29条 監査委員は、他の委員を兼ねない。

第30条 監査委員の選出は、前年度本部役員、教職員より推薦された者の中から、運営委員会が候補者3名を選び、総会において決定する。

第31条 監査委員は、随時監査を行い、総会で監査の結果を報告しなければならない。

第32条 監査委員の任期は1年とし、5月から翌年の4月までとする。

第33条 任務は、会の会計監査を毎年、10月・4月に行い、運営委員会及び総会に報告する。

第12章 慶弔規定

第34条 次の表の通り規定する。

種別	児童	保護者会員	会員である教職員	その他の教職員
死亡	5,000	5,000	5,000 一親等3,000	5,000

但し教職員の一親等に弔慰事項が生じた場合状況に応じて、弔電等で弔意を表すこともできる。

第35条 災害、その他必要事項が発生したときは、その都度状況を調査し、運営委員会又は調整委員会において協議決定する。

第36条 本規定による金品についての返礼は受けないものとする。

第13章 改正

第37条 会則の改正は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、改正案は7日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。

付 則

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. この会則は、昭和45年6月15日より施行する。 | 10. 平成23年12月9日に一部改正 |
| 2. 昭和58年5月25日に一部改正 | 11. 平成25年1月29日に一部改正 |
| 3. 昭和61年5月16日に一部改正 | 12. 平成26年1月21日に一部改正 |
| 4. 平成5年5月14日に一部改正 | 13. 平成27年1月15日に一部改正 |
| 5. 平成6年5月13日に一部改正 | 14. 平成28年2月25日に一部改正 |
| 8. 平成17年12月19日に一部改正 | 15. 平成28年10月11日に一部改正 |
| 9. 平成17年12月19日に一部改正 | 16. 平成29年12月5日に一部改正 |
| . | 17. 令和2年7月20日に一部改正 |
| . | 18. 令和4年1月31日に一部改正 |
| . | 19. 令和4年5月24日に一部改正 |

補足 (第7章第11条6.小P連1名を削除)